第５章
投　資

１．ルールの概観

（1）ルールの背景

①海外への事業展開（対外投資）の増加及び投資関連協定の増加

1980 年代以降、世界の対外投資は急速に拡大しており、世界経済の成長を牽引する大きな役割を果たしている。

各国は、自国の投資家とその投資財産を投資受入国において差別的扱いや違法な収用等から保護するため、1950 年代末から投資協定を締結してきた。対外投資の拡大等を受けて、二国間投資協定（BIT ： Bilateral Investment Treaty）の数は、1990 年代に飛躍的に増加し、2024 年までに 2,843（投資規律を含む自由貿易協定なども加えると 3,323）に達した（UNCTAD「World Investment Report 2025」参照）。

他方、ISDS に基づく仲裁の数の増加等を背景に、インド等、既存の投資協定を破棄する国もある。

日本は、2026 年 3 月末現在 61 本の投資関連協定（投資協定及び投資規律を含む EPA/FTA ）を締結し（このうち、54 本の投資関連協定が発効済）、85 の国・地域をカバーしている。

＜図表 Ⅲ-5-1 ＞世界の二国間投資協定の累積数の推移

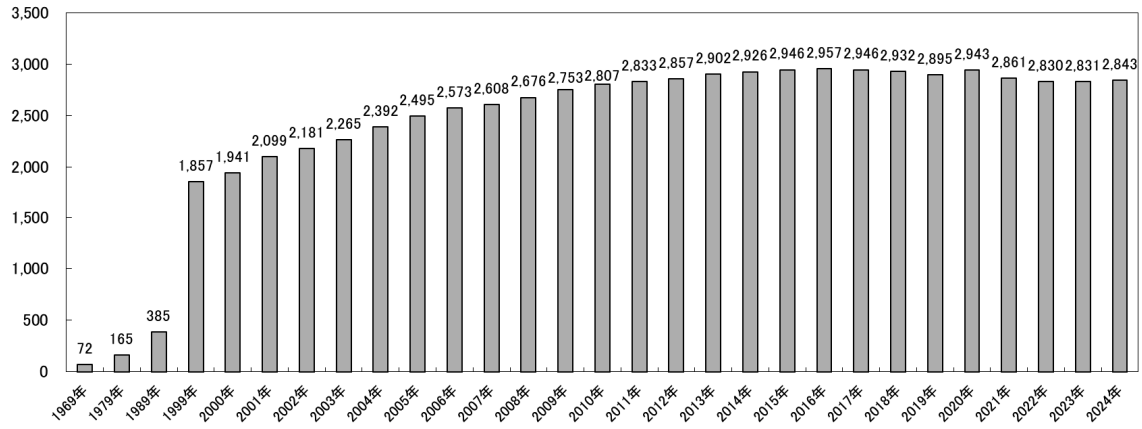

（UNCTAD「World Investment Report」を元に作成）

②OECD における取組

対外投資の拡大が加速するにつれ、投資後の投資財産の保護だけでなく、相手国に投資を行う段階も含めて協定で規律しようとする動きが出始めた。具体的には、外資規制など、国境を越えた自由な投資を阻む障壁を削減しようとするものである。1995 年、OECD において多数国間投資協定（MAI ： Multilateral Agreement on Investment）の交渉が開始された。

これは、投資の自由化及び保護に関し、包括的で拘束力のある多数国間の協定を OECD 加盟国間で策定しようとするものであった。しかし、環境規制などの国家の規制権限が MAI によって侵害されるといった NGO や加盟諸国

の懸念等を背景に交渉は行き詰まり、1998年にフランスが交渉離脱を決定したことを契機として交渉は決裂した。

MAI は成立しなかったが、OECD では早期から投資に係る国際取決めの策定に取り組んできた。例えば OECD 成立時（1961 年）に成立した資本移動自由化規約（ Code of Liberalisation of Capital Movements ）では、特定の留保以外は原則として資本取引を自由化することが定められた。また、1976年には、世界経済の発展に大きな影響を有する多国籍企業の行動に対して加盟国政府が責任ある行動をとるよう勧告する多国籍企業行動指針（「多国籍企業ガイドライン」）が作成され、その後、世界経済の発展や企業行動の変化などの実情に合わせ、環境、労働関係、情報開示の事項の追加や、贈賄防止、消費者利益配慮について新たな章を設けるなど、6 回の改訂が行われている。直近の 2023 年の改訂では、企業によるサプライチェーンの下流へのデュー・ディリジェンスの適用範囲の明確化、企業に対する気候変動や生物多様性について国際的に合意された目標との整合性を図ることへの期待、データの収集や使用を含めた技術に関するデュー・ディリジェンスの期待等の規定が新たに盛り込まれた。ただし、この行動指針自体には法的拘束力はなく、その実施は各国・企業の自主性に委ねられている。

③エネルギー憲章条約（ECT）

個別分野での取組としては、エネルギー分野の貿易・投資・輸送の規律、特に旧ソ連圏諸国におけるそれらの規律の確保を目的として作成されたエネルギー憲章条約（ ECT: Energy Charter Treaty ）がある。同条約は欧州主導で交渉が開始され、1994 年に署名開放、1998 年に発効した。

エネルギー憲章条約は、投資の規律を条約の 3 つの柱のうちの 1 つとしており、エネルギー分野に限定されてはいるが、主要な投資ルールが盛り込まれている。日本は、1995 年に署名、2002 年に批准している。多くの旧ソ連圏各国が参加する中、ロシア（1994 年署名）は、暫定的適用の状態が継続していたが、2009 年 10 月 18 日に暫定的適用が終了した。同国の暫定的適用期間中にECT 加盟国の投資家が同国において投資した投資財産については、当該適用終了の効力が生じた後 20 年間保護されることとなっている（ 45 条 3 項（b））。詳細については、第Ⅲ部第 8 章エネルギーの項目を参照。

本条約については、改正等が必要な条項を検討する条約の近代化の議論が 2017 年から開始、その後、2020 年からは本格的な交渉が行われ、2022 年 6 月 24 日に実施された臨時エネルギー憲章会議において、近代化交渉の実質合意がなされた。しかしながら、実質合意内容を正式に採択すべく、エネルギー憲章会議第 33 回、34 回会合では ECT を取り巻く状況を踏まえて各国が議論した結果、近代化された ECT 改正条約の採択を議題として取り上げず、以降の会議に延期することとなったため、当該会合においても採択は行われなかった。

この間、欧州各国の ECT からの脱退が相次ぎ、2024 年 5 月には、EU 理事会は、EU 及び欧州原子力機関（Euratom）は ECT から離脱する一方、EU 加盟国が次回のエネルギー憲章会議において ECT の近代化を支持することは認められる旨を決議した。こうした経緯を経て、2024 年 12 月 3 日に開催されたエネルギー憲章会議第 35 回会合において ECT 改正条約が採択された。なお、 ECT 改正条約（ 2025 年 9 月 3 日に発効する附属書 NI の柱書、セクション A 及び B を除く）は、2025 年 3 月 3 日までに暫定的適用を受入れ不可の旨の宣言をしなかった締約国間では、2025 年 9 月 3 日から暫定的に適用が開始した。我が国は、2025 年 3 月 3日 に、暫定的適用を受け入れない宣言を行ったため、暫定的適用を受けず現行 ECT が適用される。改正条約本文及び附属書（附属書 NI の柱書、セクション A 及び B を除く）の正式発効は、締約国の 4 分の 3 の受諾書等の寄託の後 90 日後となるが、2026 年 3 月末現在、ECT 改正条約を批准・寄託しているのは、スロバキア 1 カ国のみとなっている、

④ WTO における取組

WTO では 1996 年シンガポール閣僚会合で、貿易円滑化、政府調達の透明性、競争とともに、投資分野を、新分野として WTO 体制の中に取り込むか否かについて検討することが決定された（いわゆる「シンガポール・イシュー」）。その後、OECD における MAI の議論の進捗をにらみつつ（前述のとおり、1998 年に交渉決裂）、WTO において「貿易と投資」の交渉化に向けた議論が行われ、ドーハ開発アジェンダの開始を決定した 2001 年の第 4 回閣僚会議において、「貿易と投資」の交渉モダリティについて「明確なコンセンサスを 2002 年の第 5 回閣僚会議で得られれば交渉を開始する」旨が合意された。2002 年 4 月から貿易と投資作業部会（投資ワーキンググループ）が開催され、ドーハ宣言に盛り込まれた要素（例：範囲と定義、透明性）等について議論が行われたが、投資ルールを WTO に設けることに対する開発途上国の強い反対があった。結局、カンクンで行われた第 5 回閣僚会議では

交渉化への合意は達成されず、ドーハ開発アジェンダの交渉項目に含まれないことになった。なお、投資の「保護」又は「自由化」を主な目的とする従来の取組とは異なる動きとして、2017年から投資円滑化に関する議論が途上国を中心に広まり、ブエノスアイレスで行われた第11回閣僚会議において、有志の70の加盟国による閣僚宣言がとりまとめられた。この閣僚宣言では、①マルチでの議論の枠組みを支援すること、②枠組みの中心目的は途上国・LDCの国際投資への参加促進であること、③2018年早期に会合を行い、アウトリーチ活動や構造化された議論の進め方について議論を行うこと等が決定された。この決定を受けて、2020年9月からテキスト案に基づく正式交渉が行われ、2023年7月、「開発のための投資円滑化に関する協定」のテキスト交渉が妥結した。2024年2月、第13回閣僚会議の機会に、交渉終了の宣言と協定条文を公表する旨の閣僚宣言が発出された。協定の参加国は、2026年3月、第14回閣僚会議において世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書4に同協定を組み込むよう要請したものの、WTO加盟国によるコンセンサスは得られなかった。引き続き、同協定のマラケシュ協定への組み込みについて、議論が行われていくこととなった。

(2) 法的規律の概要

①「保護型」の投資協定と「自由化型」の投資協定

従来、二国間投資協定は、投資受入国による違法な収用や法令の恣意的運用等のカントリーリスクから、投資受入国に進出した投資家やその投資財産を保護する目的で締結されてきた。これらは「保護型」の投資協定と呼ばれる伝統的な協定であり、その主要な要素は、投資後の、投資受入国における内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平な待遇、違法な収用の禁止、及び送金の自由、並びに締約国間の紛争解決手続、投資家と一方締約国（投資受入国）との間の紛争解決手続（いわゆる投資仲裁・ISDS）等である。これに対し、投資後の保護のみでなく、外資規制等の投資の参入障壁についても投資協定で扱うべきであるとする考えが1990年代に生じ、投資前段階における内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止の規定も盛り込んだ投資協定が結ばれ始めた。NAFTAの投資章が代表的である。これらは「自由化型」の投資協定と呼ばれている。

②投資協定の主要要素

ここでは「自由化型」の投資協定の主要な規定を概説する。なお、投資協定の内容は協定ごとに様々であり、必ずしもあらゆる投資協定にこれらの要素全てが含まれるわけではない。また、協定によってその内容や文言が異なること、投資仲裁判断の先例に法的拘束力がないことなどもあり、各主要要素につき、法的に確立した基準はない（そのため、個別具体的な事案については、事実関係や協定の内容・文言が類似する過去の投資仲裁判断を参考にしつつ、個別具体的に分析・検討する必要があることに留意。）。

（a）投資財産及び投資家の定義

投資協定においては、通常その冒頭で、協定の適用（保護）対象となる「投資財産」及び「投資家」の定義が規定される。

「投資財産」については、「投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産」のように、比較的広範に定義されることが多い（なお、「間接」に「所有」されるというのは、「親会社－子会社－孫会社」の関係のように、資本関係が連続している場合の親会社と孫会社の関係等を意味し、第三国を経由するか同一国内で資本関係を有するかを問わない。）。「投資財産」には、例えば、投資受入国で設立された企業、支店、その他の法人、株式、出資、その他の形態の企業の持分、債権、社債、貸付金、法令や契約に基づく権利、知的財産権等が含まれ得る。

投資仲裁においては、申立人が侵害されたと主張する財産が「投資財産」にあたるか、ということが争われることもある。例えば、イタリアの建設会社が、国との間の道路建設のコンセッション契約が解除されたことによって損害を被ったとしてモロッコを訴えた事案で、仲裁廷は、ICSID条約上の「投資」該当性を判断するにあたり、①出資、②契約の期間、③取引上のリスクの負担、④受入国の経済発展への貢献の4つの要素を総合的に考慮する必要があるとした上で、当該契約は「投資財産」に当たると判断した（*Salini Construttori & Italstrade v. モロッコ*、2001年判断　※以降の「*A v. B国*」との記載は、投資仲裁の先例を示す。Aは申立人、B国は被申立国であ

る。）。なお、「投資財産」性を判断するに当たり、上記 4 つの基準の全部又は一部に依拠していない仲裁判断も多く存在する。また、特に④受入国の経済発展への貢献は、その判断が困難であるため、基準から外すべきであるとする仲裁判断もある（*Phoenix Action Ltd. v. チェコ*、2009 年判断等）。

「投資家」については、一般に、「締約国の法令によりその国籍を有する自然人」又は「締約国の企業」と定義される。ただし、協定によっては、投資家（締約国の企業）が母国で「実質的な事業活動を行っていること」を条件とするもの、また、実質的な事業活動を行っていない投資家について、それが第三国企業に支配又は所有されている場合には、当該投資家について「協定上の利益を否認することができる」旨が規定されている場合もある（利益否認規定）。

（b）内国民待遇（NT）・最恵国待遇（MFN）

内国民待遇（ NT: National Treatment ）は、締約国は、他方締約国の「投資家」又はその「投資財産」に対して、同様の状況にある場合、自国の投資家又は投資財産に与えている待遇よりも不利でない待遇を与えることを意味する。「自由化型」の投資協定では、一般に、「締約国は“投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享受、売却その他の処分”という一連の投資活動に関し、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える」旨規定される。「保護型」の投資協定の場合は、既に投資受入国に対して投資が行われた後の段階にのみ内国民待遇・最恵国待遇を付与するため、「設立、取得、拡張」の部分が除かれ、「投資財産の経営、管理…その他の処分について内国民待遇・最恵国待遇を付与する」旨規定される。

実際の投資仲裁で問題となった論点としては、外国投資家が内国民待遇を受け得る内国民と「同様の状況」にあるといえるのはどのような場合か、内国民を優遇する措置が差別的な意図でなされたことを考慮する必要があるか等がある。例えば、カナダ政府の環境保護名目の輸出禁止措置が内国民待遇義務違反に当たるとして、同国で PCB 廃棄物に関する合弁事業を営んでいた米国企業がカナダに仲裁を申し立てた事案において、仲裁廷は、内国民と同じ経済・事業分野（ Sector ）に属する場合には「同様の状況」にあるとした上で、内国民待遇義務違反を認めた（*S.D. Mayers, Inc. v. カナダ*、2002 年判断）。一方、医薬品の生産場所が国内か国外かによって適用される法規制が異なるために、「同様の状況」にないとした事例もある（*Apotex Holdings Inc. and Apotex inc. v. 米国*、2014 年判断）。

最恵国待遇（ MFN：Most-Favoured-Nation Treatment ）は、締約国は、他方の締約国の「投資家」又はその「投資財産」に対して、同様の状況にある場合、最も有利な待遇が与えられている第三国の投資家又はその投資財産の待遇と同一の待遇を確保することを意味する。すなわち、「投資家」又は「投資財産」は、投資受入国から最も有利な待遇を与えられている第三国のそれらと同等の待遇を確保できることとなる。なお、個別の投資協定においては、EPA/FTA や関税同盟を通じて締約国が第三国に付与している待遇を除外すること（ FTA 等例外）が規定されることもある。

実際の投資仲裁で問題となった論点としては、他国との協定の規定が最恵国待遇により均てんされるか（投資家が最恵国待遇に基づき投資受入国と第三国との間の投資協定の規定を援用できるか）、「投資家」が最恵国待遇を受け得る第三国の投資家と「同様の状況」にあるといえるのはどのような場合か等がある。前者につき、投資受入国と第三国との間の投資協定において規定された権利や利益の均てんを主張した例として、次のようなものがある。すなわち、マレーシア企業が、土地開発事業の認可取消しにより被った損害の賠償をチリに求めるにあたり、マレーシア・チリ投資協定上の最恵国待遇に基づき、デンマーク・チリ投資協定等の公正待遇義務等の保護基準の援用を求めた。仲裁廷は、これらの保護基準の援用は、マレーシア・チリ投資協定の目的に適っており、本協定が明示的に最恵国待遇義務の適用を排除している事項にも該当しないとして、援用を認めた（*MTD v. チリ*、2004 年判断）。MTD事件は、投資協定の実体的事項の均てんに関する問題であるが、手続的事項の均てんに関する仲裁判断も少なくない。もっとも、手続的事項の均てんの可否についての明確な基準は定まっておらず、2000 年に、最恵国待遇は紛争解決規律にも適用され得るとの仲裁判断が示されたが（*Meffezini v. スペイン*、2000 年判断）、それ以降、否定的な仲裁判断も出ている。

（c）一般的待遇（公正衡平待遇（FET）、十分な保護及び保障（FPS））

「投資財産」に対して「公正かつ衡平な待遇（ FET：Fair and Equitable Treatment ）」及び「十分な保護及び保

障（FPS：Full Protection and Security）」を与える義務を定める規定である。内国民待遇や最恵国待遇が他の投資家に対する待遇との関係で付与すべき待遇の内容が相対的に決定されるのに対し、FET は絶対的に維持すべき待遇の水準を規定する。投資仲裁において主張される頻度が最も多い論点がこの FET であるところ、これまでの投資仲裁事例を踏まえると、投資受入国のある措置が FET 違反か否かを判断する際の具体的考慮要素として、投資家の合理的な期待の保護、恣意的・差別的・不透明な措置の禁止、適正手続を行う義務、裁判拒否の禁止等が挙げられる。

例えば、投資受入国が根拠なく事業許可の更新を拒絶した事例において、投資家は全ての規則・規制を事前に知ることができるように投資受入国に対して透明性がありかつ一貫した行動を期待するところ、それを害したとして、FET 違反が認められたもの（*Tecmed v. メキシコ*、2003 年判断）、投資受入国が財産支援を合理的な理由なく拒否した事例において、投資受入国の矛盾する不透明かつ不合理で差別的な対応は FET 違反に当たると判断されたもの（*Saluka v. チェコ*、2006 年判断）、投資家が投資受入国の裁判所に収用の補償を求めて提訴したところ、裁判手続が著しく遅延した事例において、FET 違反が認められたもの（*Victor Pey Casado v. チリ*、2008 年判断）等がある。

（d）国が投資家との関係で引き受けた義務の遵守義務（アンブレラ条項）

投資家やその投資財産（例えば現地子会社）と投資受入国政府との間の契約等（例えば、インフラプロジェクトにおける EPC 契約や資源開発に関するコンセッション）によって投資受入国が個別の投資家又はその現地子会社に対して負った義務を履行することを投資協定上の義務とする規定である（投資受入国が契約等により投資家やその投資財産である現地子会社に対して負う義務を包括的にカバーし、その義務を投資協定の保護の下に置くという意味で、アンブレラ（傘）条項と呼ばれる。）。これにより、上記のような契約等に基づき投資受入国が負う義務の違反が、同時に投資協定上の義務違反を構成することになる。そのため、例えば、契約等の違反の有無をめぐって投資家と投資受入国との間で紛争が発生した場合に、投資受入国内裁判所又は契約等で定められている紛争解決手続に加えて、投資協定上の紛争解決手続（投資家対国家の仲裁等）も利用可能となることが、投資家にとっての利点である（契約等で定められている権利義務の内容に変更はない）。例えば、スイス法人がパラグアイとの間で締結したパラグアイに輸入される物品の検査及び証明書の発行、パラグアイの税関職員の訓練やデータベース作成等のサービスを提供する契約について、パラグアイによる約定の支払がされなかった事例で、スイス法人は、スイス・パラグアイ投資協定のアンブレラ条項に基づき、契約違反を理由に投資仲裁を申し立てた事例がある。当該契約には、当該契約から生ずる紛争については投資受入国の国内裁判所で解決する旨の条項が置かれていたが、仲裁廷は、アンブレラ条項によって契約違反は投資協定違反を構成するため、契約上の不払に関する紛争も投資仲裁で争うことができると判断した（*SGS v. パラグアイ*、2012 年判断）。なお、現地子会社が投資受入国との間で締結した契約について仲裁判断はアンブレラ条項違反を認めた（*CMS Gas Transmission Company v. アルゼンチン*、2005 年判断）。）が、取消委員会は、国家が誰に対してどのような義務を負ったのか、少数株主と現地会社の分離などの論証が不十分として、当該部分を取り消した（Decision Of The Ad Hoc Committee on The Application for Annulment of The Argentine Republic、2007 年）

（e）特定措置の履行要求（パフォーマンス要求、PR）の禁止

締約国が、他方の締約国の投資家の投資及び事業活動の条件として、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の、投資家の自由な投資活動を妨げる特定措置の履行要求（パフォーマンス要求、PR：Performance Requirement）を行ってはならない旨を規定する。

WTO の TRIMs 協定では、輸出制限、ローカルコンテンツ要求（原材料や物品・サービスの現地調達求）や輸出入均衡要求が「貿易歪曲効果の強い投資措置」として禁止されている。投資協定では、更に、輸出要求、国内販売制限要求、技術移転要求、役員国籍要求、自国民雇用要求、事業本部要求、研究開発要求、独占的供給要求、技術契約におけるロイヤルティに関する規制、特定技術使用要求等についても禁止することがある。

また、パフォーマンス要求は絶対禁止項目と、利益付与の条件としての要求であれば許容される項目の 2 種類に分けられる。

（ｆ）自由化義務の形式

自由化義務を確認する形式には、締約国が「約束表」に、例外として列挙した分野以外は全て NT、MFN 及び PR 禁止の義務を認める方式（ネガティブリスト方式）と、「約束表」に記載した分野と内容のみ自由化義務を負う方式（ポジティブリスト方式）がある。

「保護型」の投資協定では投資後の段階を扱うため、約束表を付けないことが一般的である。「自由化型」の投資協定では、日本、米国、カナダ、シンガポール等の先進国は、透明性と法的安定性のより高いネガティブリスト方式を採り（NAFTA 投資章ほか）、途上国の一部は、外資規制の政策的余地を残す観点から、WTO・GATS と同様のポジティブリスト方式を指向することが多い（豪タイ FTA 投資章、印星 CECA 投資章印側約束表ほか）。

ネガティブリストの場合、2 種類のリストを作成する。一つは、NT、MFN 及び PR 禁止の義務に適合しない措置（NCM：Non-Conforming Measures）について、その維持のみ認め、協定締結時点に比べ協定に適合しない方向への改訂又は新たな非適合措置の採用を認めない、すなわち、現状維持義務（スタンドスティル義務ともいう）を課す分野及び措置を記載したリストである（これを「現在留保のリスト」という。）。また、現在留保のリストを有する協定の中には、一度措置を協定に適合する方向に緩和した場合に再度措置の強化ができないこと（ラチェット義務）を規定するものもある。

もう一つは、現状維持義務及びラチェット義務が課されず、将来にわたって、新たな措置を執る余地を残す分野・措置を記載するリストである（これを「将来留保のリスト」という。）。可能な限り多くの分野に現状維持義務をかけることにより、投資家が直面しうる法制度面でのリスク（国内制度が変更されるリスク）を軽減することができる。その一方で締約国は、武器産業や原子力産業等、国の安全保障にかかわるような特にセンシティブな分野については将来留保のリストに登録して将来的に必要な規制を行う余地を残しつつ、そうでないものは現在留保のリストに登録することによって、自国の外資政策に法的安定性を持たせている。

ネガティブリストには、図表 III-5-2 にあるように、①分野（小分野）、②関連する義務、③措置の法的根拠、④概要が記載される。このリストを作成することは、投資受入国の法令の透明性確保にも資する。

＜図表 III-5-2 ＞ネガティブリストの例（現状維持義務ありの場合）

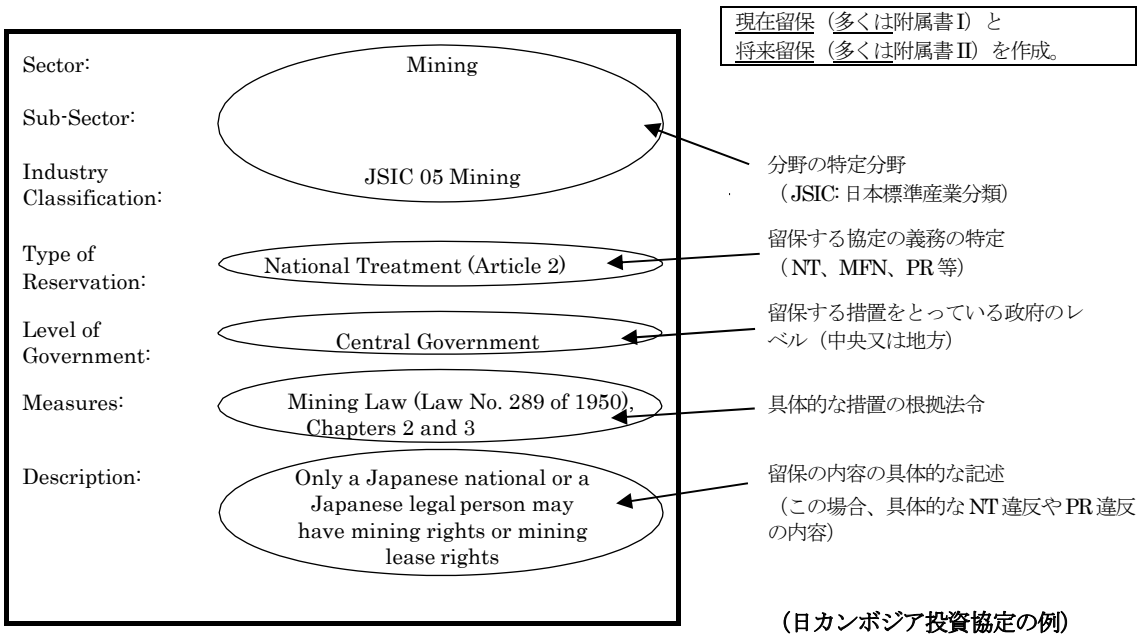

（日カンボジア投資協定の例）

（ｇ）収用及び補償

収用とは、投資受入国が投資財産の所有権又は支配若しくは管理を投資家から永続的に奪う行為をいい、国有化を含む。投資家の投資財産を投資受入国が収用する場合、投資受入国において、①公共目的であること、②無差別の措置であること、③迅速に補償が支払われること、④正当な法手続に則って行われること、⑤補償額は収用時の

公正な市場価格とすることが条件として求められることが規定されるのが一般的である。なお、収用は、国家による財産権の移転を伴う直接の収用のみでなく、収用と同等の措置によるもの（間接収用）を含みうる。間接収用とは、投資財産の財産権が投資受入国に移転することはないものの、投資財産の経済的価値や利用可能性が実質的に失われることにより、結果的に収用と同じ結果をもたらす措置を指す。例えば、投資受入国による恣意的な許認可の剥奪や生産数量の上限設定といった政策措置によって投資財産の利用や収益機会が阻害される場合が挙げられる。

仲裁判断例では、地方自治体が合理的な根拠なく上下水道業者に付与されていた免許の更新を拒絶したため、同事業者がコンセッション契約の解除を余儀なくされ、事業が継続できなくなった事例で、政府当局の措置は「収用と同等の措置」に当たると認定して、総額１億500万米ドルの損害賠償を命じた事例がある（*Vivendi Universal S.A. v. アルゼンチン*、2000年判断）。

（ｈ）争乱からの保護

武力紛争、国内争乱、革命等によって投資財産が損失を被った場合に、その損失に関する措置に関して、投資受入国の投資家や第三国の投資家に劣後しない待遇を保障するものである。

（ｉ）代位

投資財産に損害が生じた場合に発生する投資家の請求権に関し、締約国又はその指定する機関による代位について定める規定である。例えば、投資協定違反の受入国の行為によって投資家が何らかの損害を被った場合、当該投資家は保険契約等に基づき保険機関等から支払いを受ける。この場合、投資家に支払いを行った当該保険機関等が、投資家が持っていた権利を代位して（引き継いで）行使できる旨を規定する。日本では、株式会社日本貿易保険が提供する保険及び保証契約に適用される。

（ｊ）資金の移転

他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての支払等が、遅滞なく自由に移転されることを確保するよう締約国に義務付ける規定である。この規定があることで、本国から投資受入国への送金や、投資受入国で上げた収益を本国に送金する際の自由を確保する。

（ｋ）国家間紛争処理（SSDS：State-State Dispute Settlement）

協定の解釈又は適用について締約国間で争いが生じた場合、まずは締約国間で協議を行う。しかし、協議によっても解決に至らなかった場合は、当該紛争は仲裁裁判所に付託することが可能となる。EPA/FTAにおいては、国家間の紛争処理規定は、通常、投資章でなく、協定全体に係る紛争解決章で規定される（詳細は「第Ⅲ部第９章国家間における紛争解決」にて後述）。

（ｌ）投資家対国家の紛争処理（ISDS：Investor-State Dispute Settlement）

投資家と投資受入国との間で紛争が起こり、協議によっても解決されなかった場合、投資家がICSID（投資紛争解決国際センター）やUNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）の仲裁規則に則る仲裁に当該紛争を付託できる旨を定める（詳細は「2.投資を巡る紛争処理」にて後述）。

（ｍ）一般的例外及び安全保障例外

締約国は、例えば、公の秩序の維持、人・動物又は植物の生命又は健康の保護、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な場合には、協定に適合しない例外措置をとることができる旨が規定される。仲裁においては、どのような措置がこれらの例外措置に該当するか否か（例えば、経済危機の状況下における政府の措置は例外措置にあたるか否か）等が争いとなる。

(3) 日本の投資協定締結の現状（EPA 投資章含む）

2026 年 3 月末現在、日本では 37 の投資協定と 17 の投資規律を含む EPA が発効している（なお、別に 5 本の投資協定と 2 本の EPA が署名済み・未発効）。

我が国企業は以下の投資協定及び EPA 投資章を利用しうる。なお、これに加え、子会社経由で投資を行う場合は、当該子会社が所在する国と投資先国が締結する投資協定も利用しうる。

①投資協定

(a) エジプト：1977 年 1 月署名（1978 年 1 月発効）
(b) スリランカ：1982 年 3 月署名（1982 年 8 月発効）
(c) 中国：1988 年 8 月署名（1989 年 5 月発効）
(d) トルコ：1992 年 2 月署名（1993 年 3 月発効）
(e) 香港：1997 年 5 月署名（1997 年 6 月発効）
(f) パキスタン：1998 年 3 月署名（2002 年 5 月発効）
(g) バングラデシュ：1998 年 11 月署名（1999 年 8 月発効）
(h) ロシア：1998 年 11 月署名（2000 年 5 月発効）
(i) 韓国：2002 年 3 月署名（2003 年 1 月発効）
(j) ベトナム：2003 年 11 月署名（2004 年 12 月発効）[1]
(k) カンボジア：2007 年 6 月署名（2008 年 7 月発効）
(l) ラオス：2008 年 1 月署名（2008 年 8 月発効）
(m) ウズベキスタン：2008 年 8 月署名（2009 年 9 月発効）
(n) ペルー：2008 年 11 月署名（2009 年 12 月発効）[2]
(o) パプアニューギニア：2011 年 4 月署名（2014 年 1 月発効）
(p) コロンビア：2011 年 9 月署名（2015 年 9 月発効）
(q) クウェート：2012 年 3 月署名（2014 年 1 月発効）
(r) 中国・韓国：2012 年 5 月署名（2014 年 5 月発効）
(s) イラク：2012 年 6 月署名（2014 年 2 月発効）
(t) サウジアラビア：2013 年 4 月署名（2017 年 4 月発効）
(u) モザンビーク：2013 年 6 月署名（2014 年 8 月発効）
(v) ミャンマー：2013 年 12 月署名（2014 年 8 月発効）
(w) カザフスタン：2014 年 10 月署名（2015 年 10 月発効）
(x) ウルグアイ：2015 年 1 月署名（2017 年 4 月発効）
(y) ウクライナ：2015 年 2 月署名（2015 年 11 月発効）
(z) オマーン：2015 年 6 月署名（2017 年 7 月発効）
(aa) イラン：2016 年 2 月署名（2017 年 4 月発効）
(bb) ケニア：2016 年 8 月署名（2017 年 9 月発効）
(cc) イスラエル：2017 年 2 月署名（2017 年 10 月発効）
(dd) アルメニア：2018 年 2 月署名（2019 年 5 月発効）
(ee) ヨルダン：2018 年11 月署名（2020 年8 月発効）
(ff) アラブ首長国連邦：2018 年 4 月署名（2020 年 8 月発効）
(gg) コートジボワール：2020 年 1 月署名（2021 年 3 月発効）
(hh) ジョージア：2021 年 1 月署名（2021 年 7 月発効）
(ii) モロッコ：2020 年 1 月署名（2022 年 4 月発効）
(jj) バーレーン：2022 年 6 月署名（2023 年 9 月発効）

[1] 2009年10月に発効した日ベトナム EPA に組み込まれている。
[2] 2012年3月に発効した日ペルー EPA に組み込まれている。

(kk)　アンゴラ　　：2023年８月署名（2024年７月発効）

＜署名済・未発効＞
・アルゼンチン　　：2018年12月署名
・ザンビア　　：2025年 ２月署名
・パラグアイ　　：2025年12月署名
・ タジキスタン　　：2025年12月署名
・セルビア　　：2025年12月署名

②経済連携協定

(a)　日シンガポールEPA　：2002年１月署名（2002年11月発効）
(b)　日メキシコEPA　：2004年９月署名（2005年４月発効）
(c)　日マレーシアEPA　：2005年12月署名（2006年７月発効）
(d)　日フィリピンEPA　：2006年９月署名（2008年12月発効）
(e)　日チリ EPA　：2007年３月署名（2007年９月発効）
(f)　日タイ EPA　：2007年４月署名（2007年11月発効）
(g)　日ブルネイ EPA　：2007年６月署名（2008年７月発効）
(h)　日インドネシアEPA　：2007年８月署名（2008年７月発効）
(i)　日スイスEPA　：2009年２月署名（2009年９月発効）
(j)　日インドEPA　：2011年２月署名（2011年８月発効）
(k)　日豪EPA　：2014年７月署名（2015年１月発効）
(l)　日モンゴルEPA　：2015年２月署名（2016年６月発効）
(m)　CPTPP　：2018年３月署名（2018年12月発効）
(n)　日EU・EPA　：2018年７月署名（2019年２月発効）
(o)　日ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）　第一改正議定書：2019年２月署名（2020年８月発効）
(p)　日英EPA　：2020年10月署名（2021年１月発効）
(q)　RCEP　：2020年11月署名（2022年１月発効）

＜署名済・未発効＞
・TPP　：2016年２月署名
・日バングラデシュEPA　：2026年２月署名

＜図表 Ⅲ-5-3 ＞日本の投資関連協定の締結状況

日本の投資関連協定の締結状況（2026年3月末現在）

- 日本は、85の国・地域との間で54本の投資関連協定を発効済み、7本を署名済み。
- 更に、交渉中のものを含めると、97の国・地域をカバー。

■発効済　（ ）：発効年　※自由化型協定

投資協定

1 エジプト(1978)
2 スリランカ(1982)
3 中国(1989)
4 トルコ(1993)
5 香港(1997)
6 パキスタン(2002)
7 バングラデシュ(1999)
8 ロシア(2000)
9 韓国(2003)※
10 ベトナム(2004)※
11 カンボジア(2008)※
12 ラオス(2008)※
13 ウズベキスタン(2009)※
14 ペルー(2009)※
15 パプアニューギニア(2014)
16 クウェート(2014)※
17 イラク(2014)
18 日中韓(2014)
19 ミャンマー(2014)※
20 モザンビーク(2014)※
21 コロンビア(2015)※
22 カザフスタン(2015)
23 ウクライナ(2015)
24 サウジアラビア(2017)
25 ウルグアイ(2017)※
26 イラン(2017)
27 オマーン(2017)
28 ケニア(2017)
29 イスラエル（2017)※
30 アルメニア (2019)※
31 ヨルダン（2020）
32 アラブ首長国連邦(2020)
33 コートジボワール（2021)※
34 ジョージア（2021）※
35 モロッコ（2022）
36 バーレーン(2023)
37 アンゴラ(2024)※

（注）台湾との間では２０１１年に日台民間投資取決め（自由化型）を作成。

投資章を含むEPA

1 シンガポール(2002)※
2 メキシコ(2005)※
3 マレーシア(2006)※
4 チリ(2007)※
5 タイ(2007)※
6 ブルネイ(2008)※
7 インドネシア(2008)※
8 フィリピン(2008)※
9 スイス(2009)※
10 インド(2011)※
11 豪州(2015)※
12 モンゴル(2016)※
13 CPTPP(2018)※
14 EU (2019)
15 日ASEAN包括的経済連携（2020）※
16 英国(2021)
17 RCEP*(2022)※

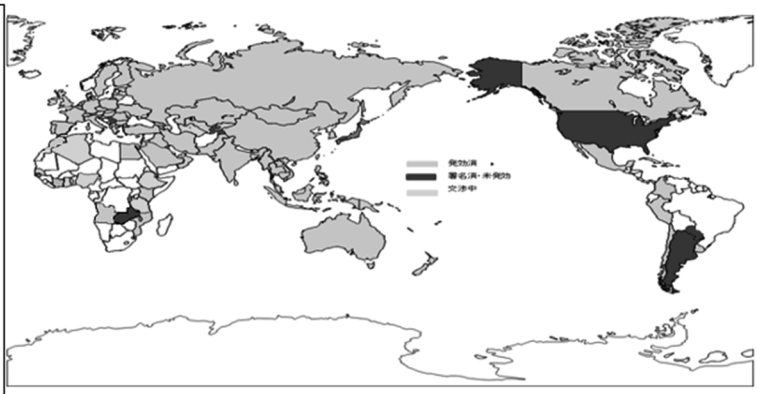

■交渉中（未署名） *投資保護規律・投資紛争解決について交渉

投資協定

1. アルジェリア
2. カタール
3. ガーナ
4. タンザニア
5. トルクメニスタン
6. セネガル
7. キルギス
8. ナイジェリア
9. エチオピア
10. EU *
11. アゼルバイジャン
12. ウクライナ(改正)
13. チュニジア

投資規律を含むEPA/FTA

1. GCC
2. 日中韓
3. トルコ
4. アラブ首長国連邦

（参考）CPTPP加入交渉：コスタリカ・ウルグアイ

■署名済

- TPP **協定（2016年2月署名，承認済）※
- アルゼンチン（2018年12月署名，承認済）※
- ザンビア　(2025年2月署名，未承認)
- パラグアイ　(2025年12月署名，未承認)
- タジキスタン　(2025年12月署名，未承認）※
- セルビア　(2025年12月署名，未承認)
- 日バングラデシュEPA　(2026年2月署名，未承認)

＜図表 Ⅲ-5-4 ＞日本の投資協定の要素[3]

協定名称（発効年月）		日エジプト投資協定（1978.1）	日スリランカ投資協定（1982.8）	日中投資協定（1989.5）	日トルコ投資協定（1993.3）	日香港投資協定（1997.6）	日バングラデシュ投資協定（1999.8）
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産（国内法に従ってとの制限あり）	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	×	×	×	×	×	×
	参入後	○（航空機登録・船舶の取得は例外、議定書に記載）	○（航空機登録・船舶の取得、銀行業は例外）	○（公の秩序、国の安全、国民経済の健全な発展のために必要な措置は法令に従って差別可、議定書に記載）	○（航空機登録・船舶の取得、不動産の取得、銀行の追加的支店設置は例外、議定書に記載）	○（航空機登録・船舶取得は例外）	○（航空機登録・船舶取得は例外、議定書に記載）
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○（ただし、住宅事業はアラブ諸国連盟例外、議定書に記載）	○	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
パフォーマンス要求（PR）の禁止		×	×	×	×	×	×
	－輸出規制	－	－	－	－	－	－
	－原材料調達要求	－	－	－	－	－	－
	－物品・サービス現地調達要求	－	－	－	－	－	－
	－輸出入均衡要求	－	－	－	－	－	－
	－輸出要求	－	－	－	－	－	－
	－国内販売制限	－	－	－	－	－	－
	－役員国籍要求	－	－	－	－	－	－
	－自国民雇用要求	－	－	－	－	－	－
	－事業本部要求	－	－	－	－	－	－
	－研究開発要求	－	－	－	－	－	－
	－技術移転要求	－	－	－	－	－	－
	－ロイヤルティ規制	－	－	－	－	－	－
	－独占的供給要求	－	－	－	－	－	－
	－特定技術使用/使用制限要求	－	－	－	－	－	－
留保表の有無（ネガティブリスト）		×	×	×	×	×	×
公正衡平待遇		△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	○	△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		×	×	×	×	○	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関するNT及びMFN		○	○	△（MFNのみ）	○	○	○
送金の自由		○	○	△（国内法令により為替制限可能）	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	○	○	○	×	○
透明性（法令公表）		×	×	×	×	×	×
パブリックコメント努力義務		×	×	×	×	×	×
汚職防止努力義務		×	×	×	×	×	×
一般例外		×	×	△（NTのみ対象、議定書に記載）	×	×	×
安全保障例外		×	×	△（NTのみ対象、議定書に記載）	×	×	×
紛争処理（投資家対国）		○	○	○（収用補償額にかかわる事実のみ国際仲裁への事前の付託合意）	○	○	○
紛争処理（国対国）		○	○	○	○	○	○
合同委員会		×	×	○（簡素な規定）	×	×	×
備考		不動産は相互主義	不動産は相互主義				

注１ ●は他の章で規定されている要素
注２ パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

[3] 比較のために簡易に記載したものであり、正確な規定内容については条文を参照のこと。

協定名称 （発効年月）		日ロシア投資協定 （2000.5）	日モンゴル 投資協定 （2002.3） ※2016.6終了	日パキスタン 投資協定 （2002.5）	日シンガポールEPA （投資章） （2002.11）	日韓投資協定 （2003.1）	日ベトナム投資協定 （2004.12） 日ベトナムEPAに取込み （2009.10）
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	×	×	×	○	○	○
	参入後	○ （航空機登録・船舶取得は例外、議定書に記載）	○ （航空機登録・船舶取得は例外、議定書に記載）	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○	○	○	× （配慮する義務）	○ （FTA等例外あり）	○ （FTA等例外あり）
	参入後	○ （旧ソ連例外あり）	○	○	× （配慮する義務）	○ （FTA等例外あり）	○ （FTA等例外あり）
パフォーマンス要求（PR）の禁止		○（4） （署名時点で有効な措置は例外）	○（4） （TRIMs準用）	×	○（9）	○（11）	○（10）
	－輸出規制	○	○	－	×	×	×
	－原材料調達要求	○	○	－	○	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	－	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	－	○	○	○
	－輸出要求	×	×	－	○	○	○
	－国内販売制限	×	×	－	○	○	○
	－役員国籍要求	×	×	－	×	○（SMBD）	○
	－自国民雇用要求	×	×	－	×	○	×
	－事業本部要求	×	×	－	○	○	○
	－研究開発要求	×	×	－	○	○	○
	－技術移転要求	×	×	－	○	○	○
	－ロイヤルティ規制	×	×	－	×	×	×
	－独占的供給要求	×	×	－	○	○	○
	－特定技術使用/使用制限要求	×	×	－	×	×	×
留保表の有無 （ネガティブリスト）		×	×	×	○	○	○
公正衡平待遇		○	△ （不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	△ （不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	○	○	○
約束の遵守義務 （アンブレラ条項）		○	×	×	×	×	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT及びMFN		○	○	○	○（NTのみ）	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	○	○	●	○	○
透明性（法令公表）		○	○	×	●	○	○
パブリックコメント努力義務		×	×	×	×	×	● （日ベトナムEPAで規定）
汚職防止努力義務		×	×	×	×	×	×
一般例外		×	×	×	○	○	○
安全保障例外		△ （NTのみ対象、議定書に記載）	×	×	●	○	○
紛争処理（投資家対国）		○	○	○	○	○	○
紛争処理（国対国）		× （友好的協議のみ）	○	○	●	○	○
合同委員会		×	○ （簡素な規定）	×	● （投資合同委も設置 ※備考参照）	○	○
備考					※他のEPAで「合同委員会」とされるものは総括委員会として第8条に規定。同様に「投資小委」は「投資合同委」とされている。		

注1 ●は他の章で規定されている要素
注2 パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

協定名称 （発効年月）		日メキシコ EPA （投資章） （2005.4）	日マレーシア EPA （投資章） （2006.7）	日チリ EPA （投資章） （2007.9）	日タイ EPA （投資章） （2007.11）	日カンボジア 投資協定 （2008.7）	日ブルネイ EPA （投資章） （2008.7）
投資財産の定義		限定列挙 （企業、株式、社債、貸付金、配当など）	司法上・行政上の命令・決定は除外	全ての投資財産	限定列挙 （直接投資、知財、輸出入に係る債権等）	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	○	○ （ポートフォリオ投資を除く）	○	○ （自動車のみ）	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○	○	○	×	○	○
	参入後	○	○	○	○ （FTA等例外あり）	○	○
パフォーマンス要求（PR）の禁止		○（8）	○（4） （TRIMs準用）	○（8）	○ （非サービス業のみ）	○（11）	○（4） （TRIMs準用）
	－輸出規制	×	○	×	×	×	○
	－原材料調達要求	○	○	○	○	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出要求	○	×	○	○	○	×
	－国内販売制限	○	×	○	×	○	×
	－役員国籍要求	○（SMBD）	×	○	×	○	×
	－自国民雇用要求	×	×	×	×	○（留保）	×
	－事業本部要求	×	×	×	×	○	×
	－研究開発要求	×	×	×	×	○	×
	－技術移転要求	○	×	○	×	○	×
	－ロイヤルティ規制	×	×	×	×	×	×
	－独占的供給要求	○	×	○	×	○	×
	－特定技術使用/使用制限要求	×	×	×	×	×	×
留保表の有無 （ネガティブリスト）		○	○	○	△ （ポジティブリスト）	○	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務 （アンブレラ条項）		×	×	×	×	○	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT及びMFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		●	○	×	●	○	×
透明性（法令公表）		○	●	●	○	○	●
パブリックコメント努力義務		●	●	●	●	○	●
汚職防止努力義務		×	×	×	●	○	×
一般例外		●	●	●	●	○	●
安全保障例外		●	●	●	●	○	●
紛争処理 （投資家対国）		○	○ （NT・PRを除く）	○	○ （PR、参入段階は対象外）	○	○ （参入段階は対象外）
紛争処理（国対国）		●	●	●	●	○	●
合同委員会		● （貿易投資促進小委も設置）	● （投資小委も設置）	●	●	○	○
備考							

注１ ●は他の章で規定されている要素
注２ パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

協定名称 （発効年月）		日インドネシアEPA（投資章） （2008.7）	日ラオス投資協定 （2008.8）	日フィリピンEPA（投資章） （2008.12）	日ウズベキスタン投資協定 （2009.9）	日スイスEPA（投資章） （2009.9）	日ペルー投資協定 （2009.12） 日ペルーEPAに取込み （2011.5）
投資財産の定義		全ての投資財産 （ポートフォリオ投資には一定の制限、第三国経由の投資は除外の可能性あり）	全ての投資財産 （判断や命令は除外）	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産 （金融機関の一部の貸付金、締約国・公的企業への貸付金等は除外）
内国民待遇（NT）	参入段階	○	○	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○	○	○	○	○ （FTA等例外あり）	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
パフォーマンス要求（PR）の禁止		○（9）	○（11）	○（11）	○（12）	○（4） （TRIMs準用）	○（9）
	－輸出規制	×	×	×	○	○	×
	－原材料調達要求	○	○（留保）	○	○	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出要求	○	○（留保）	○	○	×	○
	－国内販売制限	○	○	○	○	×	○
	－役員国籍要求	○	○	○	○	×	○（留保）
	－自国民雇用要求	×	○（留保）	○	○	×	×
	－事業本部要求	○	○	○	○	×	○
	－研究開発要求	○	○	○	○	×	×
	－技術移転要求	×	○（留保）	○	○	×	○
	－ロイヤルティ規制	×	×	×	×	×	×
	－独占的供給要求	○	○	○	○	×	○
	－特定技術使用/使用制限要求	×	×	×	×	×	×
留保表の有無 （ネガティブリスト）		○	○	○	○	○	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務 （アンブレラ条項）		×	○	×	○	○	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関するNT及びMFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		●	○	●	○	●	○
透明性（法令公表）		●	○	●	○	●	○
パブリックコメント努力義務		●	×	●	○	×	● （日ペルーEPAで規定）
汚職防止努力義務		●	○	●	○	×	○
一般例外		●	○	○	○	○	○
安全保障例外		●	○	○	○	○	○
紛争処理（投資家対国）		○	○	× （再協議）	○	○ （参入段階は同意必要）	○
紛争処理（国対国）		●	○	●	○	●	○
合同委員会		○	○	○	○	● （投資小委の記載なし）	○
備考							

注1 ●は他の章で規定されている要素
注2 パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

協定名称（発効年月）		日インドEPA（投資章）（2011.8）	日パプアニューギニア投資協定（2014.1）	日クウェート投資協定（2014.1）	日イラク投資協定（2014.2）	日中韓投資協定（2014.5）	日ミャンマー投資協定（2014.8）
投資財産の定義		全ての投資財産（総則章に規定）	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	○	×	○	×	×	○
	参入後	○	○	○	○	○（既存の非適合措置を一括留保、ラチェットあり）	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	×	×（努力義務）	○	×（努力義務）	○（FTA等例外あり）	○
	参入後	○	○	○	○	○（FTA等例外あり）	○
パフォーマンス要求（PR）の禁止		○（8）	○（11）（参入後のみ）	○（12）	△（5）（参入後のみ&完全禁止ではなく、事前協議を条件に行う余地あり）	○（6）	○（12）
	－輸出規制	○	○	○	×	○	○
	－原材料調達要求	○	○	○	○	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出要求	○	○	○	○	△（不当又は差別的措置を禁止）	○
	－国内販売制限	×	○	○	×	×	○
	－役員国籍要求	○（留保）	×	○	×	×	○
	－自国民雇用要求	×	○	○	×	×	×
	－事業本部要求	×	○	○	×	×	○
	－研究開発要求	×	○	○	×	×	○
	－技術移転要求	○（留保）	○	○	○	△（不当又は差別的措置を禁止）	○
	－ロイヤルティ規制	×	×	×	×	×	○
	－独占的供給要求	○	○	○	×	×	○
	－特定技術使用/使用制限要求	×	×	×	×	×	×
留保表の有無（ネガティブリスト）		○	×	○	×	×	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		○	○	○	○（仲裁付託には事前合意必要）	○（書面での契約の場合のみ）	○
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関するNT及びMFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○（承認手続期間は約1か月とし、2か月を超えてはならない）	○
投資家の入国申請への配慮		×	○	○	○	○	○
透明性（法令公表）		●	○	○	○	○	○
パブリックコメント努力義務		×	○	×	×	○	○
汚職防止努力義務		●	○	○	○	×	○
一般例外		●	×	○	×	×	○
安全保障例外		●	×	○	×	○	○
紛争処理（投資家対国）		○	○	○	○	○	○
紛争処理（国対国）		●	○	○	○	○	○
合同委員会		●	○	○	○	○	○
備考		総則章に安全保障例外に関する詳細規定あり	投資設立の条件に関する法令適用は、NT,MFN及びPRの対象外			参入後のNTの既存の非適合措置の範囲について合同委で討議すると規定	

注１ ●は他の章で規定されている要素
注２ パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

協定名称 （発効年月）		日モザンビーク 投資協定 （2014.8）	日豪 EPA （投資章） （2015.1）	日コロンビア 投資協定 （2015.9）	日サウジアラビア 投資協定 （2017.4）	日カザフスタン 投資協定 （2015.10）	日ウルグアイ 投資協定 （2017.4）
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産 （司法上・行政上の命令・決定、公的債務は除外）	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産 （公的債務、一部の商業取引債権は除外）
内国民待遇（NT）	参入段階	○	○	○	×	×	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○	○	○	×	○ （FTA 等例外あり）	○
	参入後	○	○	○	○ （FTA 等例外あり）	○ （FTA 等例外あり）	○
パフォーマンス要求（PR）の禁止		○（12）	○（8）	○（9）	×	○（11） （参入後のみ）	○（8）
	－輸出規制	○	×	×	－	○	×
	－原材料調達要求	○	○	○	－	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	－	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	－	○	○
	－輸出要求	○	○	○	－	○	○
	－国内販売制限	○	○	○	－	○	○
	－役員国籍要求	○	○（SMBD）	○（SMBD）	－	○	○（SMBD）
	－自国民雇用要求	×	×	×	－	○	×
	－事業本部要求	○	×	○	－	○	×
	－研究開発要求	○	×	×	－	○	×
	－技術移転要求	○	○	○	－	○	○
	－ロイヤルティ規制	○	×	×	－	×	×
	－独占的供給要求	○	○	○	－	○	○
	－特定技術使用/使用制限要求	×	×	×	－	×	×
留保表の有無 （ネガティブリスト）		○	○	○	×	×	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務 （アンブレラ条項）		○	×	○ （仲裁付託には事前合意必要、私契約の紛争解決手続優先）	×	○	○ （書面での契約について、権限の範囲内で可能な全てのことを行う）
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及びMFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	×	○	○	○	○
透明性（法令公表）		○	●	○	○	○	○
パブリックコメント努力義務		○	●	○	×	○	○
汚職防止努力義務		○	×	○	×	○	○
一般例外		○	○	○	×	×	○
安全保障例外		○	●	○	×	○	○
紛争処理（投資家対国）		○	×（再協議）	○	○	○	○
紛争処理（国対国）		○	●	○	○	○	○
合同委員会		○	○	○	○	○	○
備考							※PR の技術ライセンス契約への介入の禁止等は発効後3年で再協議

注1 ●は他の章で規定されている要素
注2 パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

協定名称（発効年月）		日ウクライナ投資協定（2015.11）	日モンゴル EPA（投資章）（2016.6）	日オマーン投資協定（2017.7）	TPP（投資章）（2016.2 署名）	日イラン投資協定（2017.4）	日ケニア投資協定（2017.9）	日イスラエル投資協定（2017.10）
投資財産の定義		全ての投資財産（金融機関の一部の貸付金、締約国・公的企業への貸付金等は除外）	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産（公的債務、一部の商業取引債権は除外）
内国民待遇（NT）	参入段階	×	○	×	○	×	×	○
	参入後	○	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	×（努力義務）（FTA 等例外あり）	○	×	○	×	○（FTA 等例外あり）	○（FTA 等例外あり）
	参入後	○（FTA 等例外あり）	○	○（FTA 等例外あり）	○	○（FTA 等例外あり）	○（FTA 等例外あり）	○（FTA 等例外あり）
パフォーマンス要求（PR）の禁止		○（11）（参入後のみ）	○（11）	×	○（10）	○（3）（参入後のみ）	○（2）（参入後のみ）	○（13）
	－輸出規制	○	○	－	×	○	×	○
	－原材料調達要求	○	○	－	○	×	×	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	－	○	×	×	○
	－輸出入均衡要求	○	○	－	○	○	○	○
	－輸出要求	○	○	－	○	○	○	○
	－国内販売制限	○	○	－	○	×	×	○
	－役員国籍要求	×	○	－	○（SMBD）	×	×	○（SMBD）
	－自国民雇用要求	○	○	－	×	×	×	○
	－事業本部要求	○	○	－	×	×	×	○
	－研究開発要求	○	×	－	×	×	×	○
	－技術移転要求	○	×	－	○	×	×	○
	－ロイヤルティ規制	×	○	－	○	×	×	○
	－独占的供給要求	○	○	－	○	×	×	○
	－特定技術使用/使用制限要求	×	×	－	○	×	×	×
留保表の有無（ネガティブリスト）		×	○	×	○	×	×	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		○	○（書面によるもの、参入段階のものに限る）	○（仲裁付託には事前合意必要）	○（投資契約条項）	○	×	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	●	○	●	×	○	×
透明性（法令公表）		○	●	○	●	×	○	○
パブリックコメント努力義務		○	●	×	●	×	×	×
汚職防止努力義務		○	●	○	●	×	×	×
一般例外		×	●	×	×	○	×	○
安全保障例外		○	●	○	●	○	○	○
紛争処理（投資家対国）		○	○	○	○	○	○	○
紛争処理（国対国）		○	●	○	●	○	○	○
合同委員会		○	○	×（協議規定はあり）	●	○	×（協議規定はあり）	○
備考								

注１ ●は他の章で規定されている要素
注２ パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

協定名称 (発効年月)		日アルメニア 投資協定 (2019.5)	日 UAE 投資協定 (2020.8)	日ヨルダン 投資協定 (2020.8)	日アルゼンチン 投資協定 (2018.12 署名)	CPTPP (投資章) (2018.12)	日 EU・EPA (投資自由化章) (2019.2)
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産 (天然資源は除外)	全ての投資財産 (公的債務、一部の商業取引債権は除外)	全ての投資財産	全ての投資財産	×
内国民待遇(NT)	参入段階	○	×	×	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇(MFN)	参入段階	○	○ (FTA 等例外あり)	×	○ (FTA 等例外あり)	○	○ (FTA 等例外あり)
	参入後	○	○ (FTA 等例外あり)	○	○ (FTA 等例外あり)	○	○ (FTA 等例外あり)
パフォーマンス要求(PR)の禁止		○(13)	○(11) (参入後のみ)	×	×	○(10)	○(13)
	ー輸出規制	○	◯	―	―	×	○
	ー原材料調達要求	○	○	―	―	○	○
	ー物品・サービス現地調達要求	○	○	―	―	○	○
	ー輸出入均衡要求	○	○	―	―	○	○
	ー輸出要求	○	○	―	―	○	○
	ー国内販売制限	○	○	―	―	○	○
	ー役員国籍要求	○	×	―	―	○(SMBD)	○(SMBD)
	ー自国民雇用要求	○	×	―	―	×	○
	ー事業本部要求	○	○	―	―	×	○
	ー研究開発要求	○	○	―	―	×	○
	ー技術移転要求	○	○	―	―	○	○
	ーロイヤルティ規制	○	○	―	―	○	○
	ー独占的供給要求	○	○	―	―	○	○
	ー特定技術使用/使用制限要求	×	×	―	―	○	×
留保表の有無 (ネガティブリスト)		○	×	×	○	○	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	×
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)		○ (投資契約条項)	○	×	○ (投資契約条項)	× (投資契約条項は適用停止)	×
収用と補償		○	○	○	○	○	×
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○	×
送金の自由		○	○	○	○	○	●
投資家の入国申請への配慮		○	○	○	○	●	○
透明性(法令公表)		○	○	○	○	●	●
パブリックコメント努力義務		○	○	○	×	●	●
汚職防止努力義務		○	○	○	○	●	×
一般例外		○	×	○	○	×	○
安全保障例外		○	○	○	○	●	●
紛争処理(投資家対国)		○	○	○	○	○	×
紛争処理(国対国)		○	○	○	○	●	●
合同委員会		○	○	○	○	●	●
備考					WTO の権利義務を確保する規定あり		

注1 ●は他の章で規定されている要素
注2 パフォーマンス要求(PR8)の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

協定名称（発効年月）		AJCEP 第一改正議定書（投資章）（2020.8）	日モロッコ投資協定（2022.4）	日コートジボワール投資協定（2021.3）	日英EPA（投資自由化章）（2021.1）	RCEP（投資章）（2022.1）	日ジョージア投資協定（2021.7）
投資財産の定義		全ての投資財産（判断や命令は除外）	全ての投資財産（公的債務、一部の商業取引債権は除外）	全ての投資財産	×	全ての投資財産（公的債務、一部の商業取引債権、判断や命令は除外）	全ての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	○（留保表発効まで適用せず）	×	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	×	×	○	○（FTA等例外あり）	○（カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムは適用除外）	○（FTA等例外あり）
	参入後	×	○（FTA等例外あり）	○	○（FTA等例外あり）	○（カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムは適用除外）	○（FTA等例外あり）
パフォーマンス要求（PR）の禁止		○（6）（留保表発効まで適用せず）	○（4）（TRIMs準用）（ISDS対象外）	○（13）	○（13）	○（9）	○（11）
	－輸出規制	×	○	○	○	×	○
	－原材料調達要求	○	○	○	○	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出要求	○	×	○	○	○	○
	－国内販売制限	○	×	○	○	○	○
	－役員国籍要求	○（SMBD）	×	○	○（SMBD）	○（SMBD）	○
	－自国民雇用要求	×	×	○	○	×	○
	－事業本部要求	×	×	○	○	×	○
	－研究開発要求	×	×	○	○	×	×
	－技術移転要求	×	×	○	○	○（カンボジア、ラオス、ミャンマーは適用除外）	×
	－ロイヤルティ規制	×	×	○	○	○（カンボジア、ラオス、ミャンマーは適用除外）	○
	－独占的供給要求	×	×	○	○	○	○
	－特定技術使用/使用制限要求	×	×	×	×	×	×
留保表の有無（ネガティブリスト）		×（第一議定書が効力を生じた日の後速やかに協議）	×	○	○	○	○
公正衡平待遇		○	○	○	×	○	○
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		×	×	○（投資契約条項）	×	×	×
収用と補償		○	○	○	×	○	○
争乱時の補償に関するNT及びMFN		○	○	○	×	○	○
送金の自由		○	○	○	●	○	○
投資家の入国申請への配慮		×	○	○	○	●	○
透明性（法令公表）		×	×	○	●	●	○
パブリックコメント努力義務		○	×	×	●	●	×
汚職防止努力義務		×	○	○	×	●	○
一般例外		○	○	○	○	●	○
安全保障例外		●	○	○	●	○	○
紛争処理（投資家対国）		○	○	○	×	×（協定が効力を生じる日の後２年以内に詳議）	○（参入段階は対象外）
紛争処理（国対国）		○	○	○	●	●	○
合同委員会		○	×	○	●	●	○
備考					投資保護及び国対投資家の紛争処理の規定に関する見直し条項あり		

注１ ●は他の章で規定されている要素
注２ パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

協定名称 （発効年月）		日バーレーン 投資協定 （2023.9）	日アンゴラ 投資協定 （2024.7）	日ザンビア 投資協定 （2025.2 署名）	日パラグアイ 投資協定 （2025.12 署名）	日タジキスタン 投資協定 （2025.12 署名）	日セルビア 投資協定 （2025.12 署名）
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産 （一部の商業取引債権は除外）
内国民待遇（NT）	参入段階	×	○	×	×	○	×
	参入後	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	×	○	○	○ （FTA等例外あり）	○	×
	参入後	○ （FTA等例外あり）	○	○	○ （FTA等例外あり）	○	○
パフォーマンス要求（PR）の禁止		○（4） （TRIMs準用）	○（13）	○（11） （参入後のみ）	×	○（13）	○（11） （参入後のみ）
	－輸出規制	○	○	○	－	○	○
	－原材料調達要求	○	○	○	－	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	－	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	－	○	○
	－輸出要求	×	○	○	－	○	○
	－国内販売制限	×	○	○	－	○	○
	－役員国籍要求	×	○	×	－	○	×
	－自国民雇用要求	×	○	×	－	○	○
	－事業本部要求	×	○	○	－	○	○
	－研究開発要求	×	○	○	－	○	○
	－技術移転要求	×	○	○	－	○	○
	－ロイヤルティ規制	×	○	○	－	○	×
	－独占的供給要求	×	○	○	－	○	○
	－特定技術使用/使用制限要求	×	×	×	－	×	×
留保表の有無 （ネガティブリスト）		×	○	×	×	○	×
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務 （アンブレラ条項）		×	○	○ （投資契約条項）	×	○ （投資契約条項）	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT及びMFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	○	○	○	○	○
透明性（法令公表）		○	○	○	○	○	○
パブリックコメント努力義務		×	○	○	×	○	○
汚職防止努力義務		○	○	○	○	○	○
一般例外		○	○	○	○	○	○
安全保障例外		○	○	○	○	○	○
紛争処理（投資家対国）		○	○	○	○	○	○
紛争処理（国対国）		○	○	○	○	○	○
合同委員会		× （協議規定はあり）	○	○	○	○	○
備考							

注1 ●は他の章で規定されている要素
注2 パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

協定名称 （発効年月）		日バングラ EPA （投資章） （2026.2 署名）
投資財産の定義		全ての投資財産 （一部の商業取引債権は除外）
内国民待遇（NT）	参入段階	×
	参入後	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	×
	参入後	○
パフォーマンス要求（PR）の禁止		○（8） （参入後のみ）
	－輸出規制	○
	－原材料調達要求	○
	－物品・サービス現地調達要求	○
	－輸出入均衡要求	○
	－輸出要求	○
	－国内販売制限	○
	－役員国籍要求	×
	－自国民雇用要求	×
	－事業本部要求	×
	－研究開発要求	×
	－技術移転要求	○
	－ロイヤルティ規制	○ （ライセンス契約の期間に係る規制の禁止のみ）
	－独占的供給要求	×
	－特定技術使用/使用制限要求	×
留保表の有無 （ネガティブリスト）		×
公正衡平待遇		○
約束の遵守義務 （アンブレラ条項）		×
収用と補償		○
争乱時の補償に関する NT 及びMFN		○
送金の自由		○
投資家の入国申請への配慮		●
透明性（法令公表）		○
パブリックコメント努力義務		○
汚職防止努力義務		○
一般例外		●
安全保障例外		○
紛争処理（投資家対国）		○
紛争処理（国対国）		●
合同委員会		○
備考		

注１ ●は他の章で規定されている要素
注２ パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

２．投資を巡る紛争処理

(1) ルールの背景

投資関連協定（ EPA/FTA 投資章及び投資協定）では、協定の適用・解釈を巡り争いが生じた場合、一方の締約国が他方の締約国を相手方として、仲裁その他の紛争解決手続に判断を求めうることを規定している。しかし、これが利用されることは極めて稀である。

一方、大多数の投資関連協定は、「投資家対国家」の紛争解決手続（ ISDS ）を設けている。これは、投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との間の紛争を仲裁に付託することを認めるものである。仲裁廷は、投資受入国の協定違反を認定した場合には、投資受入国に対し、投資家への金銭等による賠償を命ずることができる。ISDS が存在しなければ、通常、投資家は投資受入国との間の紛争を当該投資受入国の国内裁判所に提起する以外の紛争解決手段がなく、外国企業であるがゆえに不利な判断がされる可能性や、司法制度が未発達なために公正な審理を受けられない可能性がある。

国際仲裁は、投資家が公平な審理を受ける機会を確保することによって、外国投資に起因するリスクを低減させる役割を果たしている。

(2) 規律の概要

①投資関連協定における ISDS の概要

投資関連協定における ISDS の手続は協定によって様々であるが、概ね以下のプロセスを踏むよう規定されている。

（a）対象となる投資紛争

締約国が収用補償義務や公正衡平待遇義務等の協定義務に違反し、これにより投資家が損害を被った場合、当該紛争は ISDS の対象となる。投資協定の中には、対象となる紛争を「投資家と締約国の間で生ずるあらゆる投資に関する意見の相違」と広く規定するものもあれば、逆に「収用が起きた場合の補償額」のみ紛争処理対象として限定するものもある。

（b）投資家と相手国政府（紛争当事国）による協議

紛争発生後、すぐに紛争が仲裁に付託されるのでなく、通常は 3 ヵ月から 6 ヵ月程度の協議・交渉期間が設定される。

（c）仲裁付託

協議・交渉によって紛争が解決しない場合、投資家は、仲裁へ付託できる旨規定されるのが一般的である。投資紛争の仲裁付託には個別に紛争当事国の同意が必要であるが、紛争発生以後に投資受入国が仲裁付託を認めることは想定し難いため、多くの協定ではこの仲裁付託への同意を予め協定において付与している（事前の一括同意）。これにより、実際に紛争が起きた際に相手国政府の仲裁付託同意を個別に取り付けることなく、投資家が一方的に仲裁へ付託できることになる。投資家は、ICSID（投資家本国と紛争当事国の双方がICSID 加盟国の場合）、ICSID Additional Facility Rule（投資家本国若しくは紛争当事国のどちらか、又はその両方が非 ICSID 加盟国である場合）、UNCITRAL 仲裁規則に則った仲裁のうち、いずれかを選択できるように規定されていることが多い。これに、ICC （ International Chamber of Commerce：国際商業会議所）仲裁規則や SCC （ Stockholm Chamber of Commerce：ストックホルム商業会議所）仲裁規則等を加える場合もある。また、仲裁付託にあたっては、同一の紛争を国内裁判所に訴えていないことが条件となることが一般的である。同様に、仲裁付託後に同一案件を国内裁判所に訴えることは通常できない。

（d）仲裁人の選任・仲裁廷の設置

仲裁機関やルールの選定後、仲裁人の選任（多くの場合、3 人の仲裁人により仲裁が行われる。3 名の選任方法は、紛争当事者である投資受入国及び投資家がそれぞれ 1 名ずつを選び、3 番目の仲裁長は原則として両者の合意により選定される。）を経て仲裁廷が設置される。ここからは投資家が選択したそれぞれの仲裁手続に則って仲裁が進められるが仲裁の経過・結果等を示す書類の紛争当事者となっていない締約国への送達や、複数の請求の併合等、必要な修正が協定で加えられていることがある。

（e）仲裁管轄権の判断

仲裁廷設置後、付託された投資紛争について仲裁廷が判断する管轄権を有するか否かがまず判断される。管轄権の有無は、（a）で述べた対象となる投資紛争の定義とも関連して、大きな争点となることがある。

（f）本案の判断

仲裁廷に管轄権があると判断された場合、いよいよ実際の協定義務違反の有無の本案について判断される。

（g）賠償額の判断

協定義務違反が認められた場合、金銭賠償の額についても判断される。

（h）仲裁判断の取消

ICSID 仲裁の場合、一方の当事者が特別委員会に仲裁判断の取消等を申し立てることができる（ICSID 条約 51 条、52 条にて規定。）。また、UNCITRAL を含む ICSID 以外での仲裁判断については、仲裁地の裁判所に対しその国の法令に基づき仲裁判断を取り消す旨の訴えを提起することができる。なお、一般に、仲裁は、仲裁人の選任等の手続に双方が関与した上で、その結論を受け入れることにより迅速に事案を処理することを目的としているため、上訴の仕組みはない。ただし、EU が近年締結した投資協定では上訴制度の導入が増えている。

（i）仲裁判断の執行

仲裁判断は最終的で、かつ、当事者に対する拘束力を持つ。仲裁判断は、投資協定上、被申立国には遵守義務があるが、これに加えて、ICSID 条約にも仲裁判断の執行についての規定が置かれている（ICSID 条約53 条～ 55 条）。ICSID 条約以外の仲裁手続に基づく場合は、各国国内法に基づく承認執行が可能であるほか、外国仲裁の承認執行に関するニューヨーク条約に従い執行することも可能である。投資協定仲裁の仲裁判断の多くは自発的に履行されているが、仲裁判断の不履行については、第三国における執行も可能である。例えば、*Walter Bau v. タイ*はドイツで、*Mr. Franz Sedelmayer v. ロシア*はドイツ・スウェーデンで、*Crystallex v. ベネズエラ*は米国で、*Yukos Universal v. ロシア*等はオランダで、それぞれ強制執行が認められている。

（j）仲裁手続の透明性

投資協定仲裁の判断は、公益に関わる事項であるため、その手続は透明化される傾向にある。仲裁廷に提出される文書の公開等について協定中に明記される例が増えているほか、2013 年には UNCITRAL 透明性規則が採択され、2014 年 4 月以降に署名された投資協定に基づいて UNCITRAL 仲裁規則による仲裁がなされる場合には、仲裁手続に関する大幅な情報公開が導入されることとなった。ICSID 条約に基づく仲裁の場合も、2006 年の ICSID 仲裁規則改正により、一定の情報公開がされるようになっている。

②日本が締結している EPA 投資章における投資家対国家の紛争解決規定

日本が締結している多くの EPA は、投資章における紛争解決手続として、①まずは紛争当事者が解決に向けた協議を行い、②協議により問題が解決しない場合は仲裁手続に案件を付託し、③仲裁判断に基づき、被申立国は金銭賠償（又は補償）を行う、との共通したプロセスを規定している。例えば、CPTPP でも、細かな規定は異なるものの、①～③のプロセスが規定されている。このようなプロセスは他国において結ばれている地域貿易協定とも共通するものであるが、個別具体的な規定ぶりは様々である。

以下では、さらなる例示として、「日シンガポール EPA 」（図表 III-5-5 ）、「日メキシコ EPA 」（図表 III-5-6 ）、「日マレーシア EPA 」（図表 III-5-7 ）、及び、参考として NAFTA 投資章（ NAFTA は、 2020 年 7 月 1 日の米国・メキシコ・カナダ協定（ USMCA ）の発効をもって終了したが、それ以前に開始した投資に関する紛争については、終了後 3 年以内は当該手続を利用することが可能とされていた。しかし、米国等は、附属書 14-C が NAFTA の実体義務を延長するものではないとの立場を示しており、終了後に採られた新規措置の扱いは個別事案で争点となっている）の紛争解決手続（投資家対国家）（図表 III-5-8 ）をフロー図で掲示する。

＜図表Ⅲ - 5−5＞

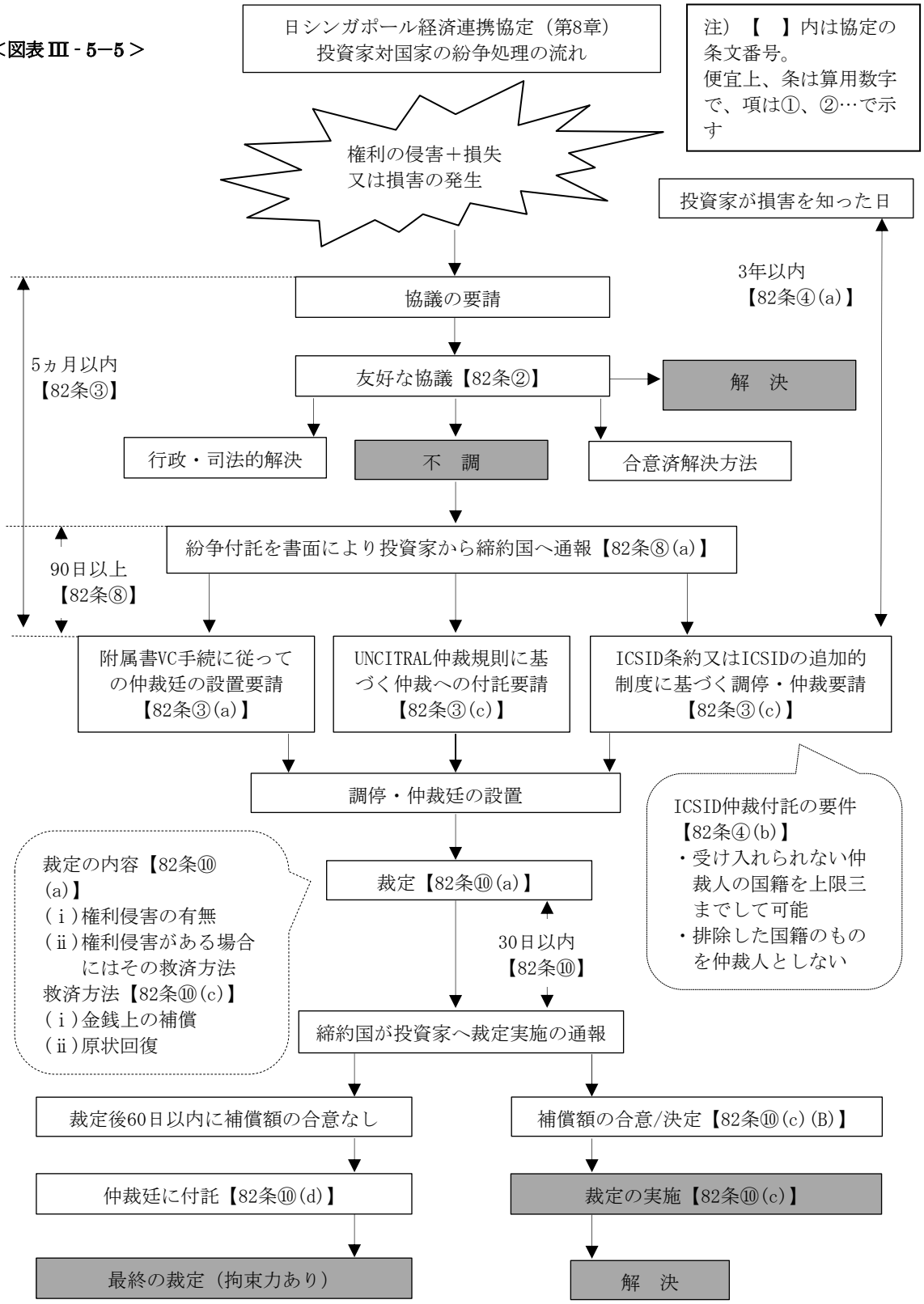

・投資家が当該投資紛争の当事者である締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。【82条⑪】
・最低に従わなかった場合、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行うことができる。【82条⑫】

＜図表 Ⅲ-5-6＞

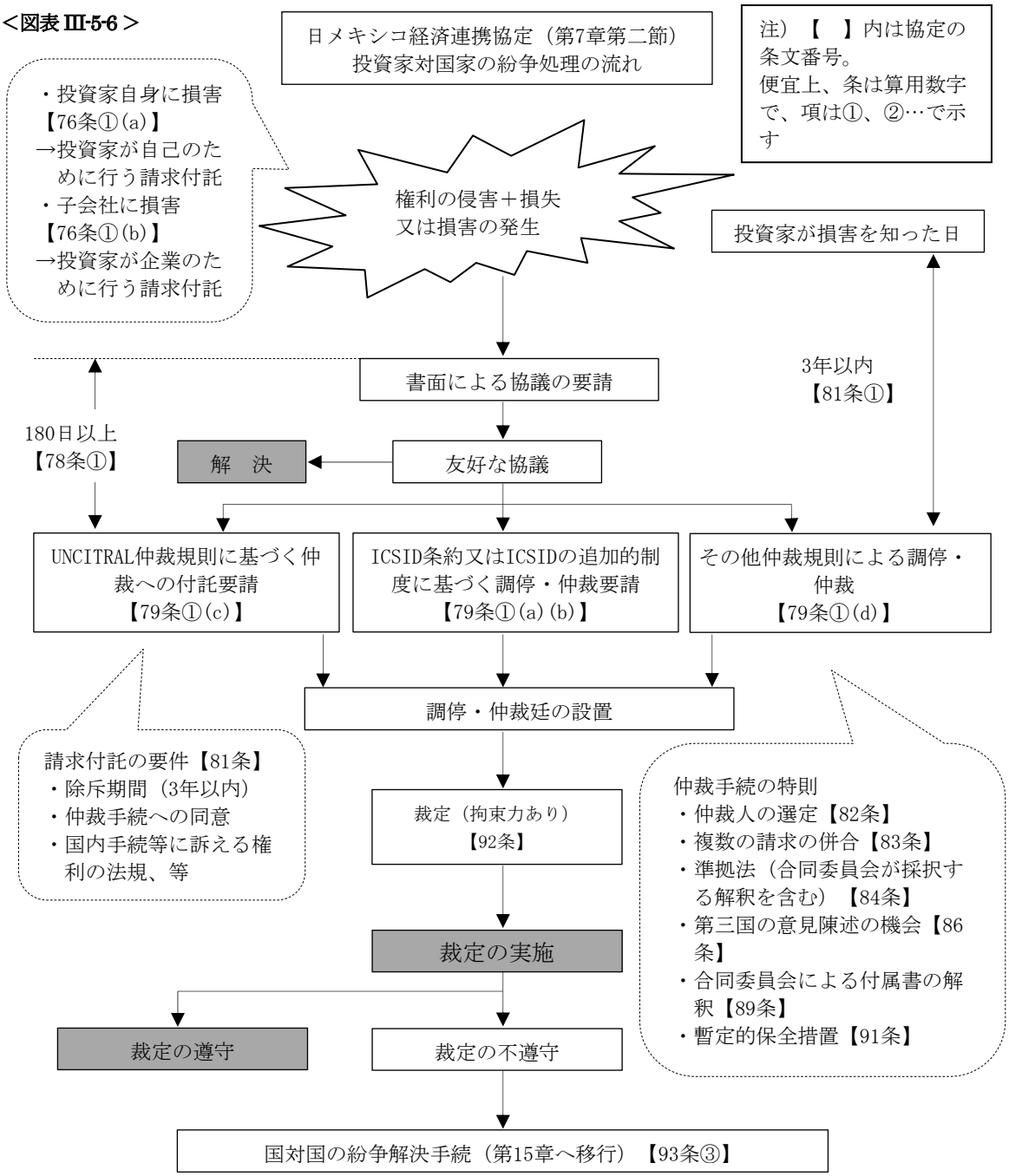

紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従わない場合には、仲裁の当事者であった投資家の属する締約国は、第十五章に定める手続を利用することができる。この場合、当該投資家の属する締約国は、次のことを求めることができる。【93条③】
(a)最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨の決定を行うこと。
(b)当該紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従うべきである旨の勧告を行うこと。

＜図表 Ⅲ-5-7＞

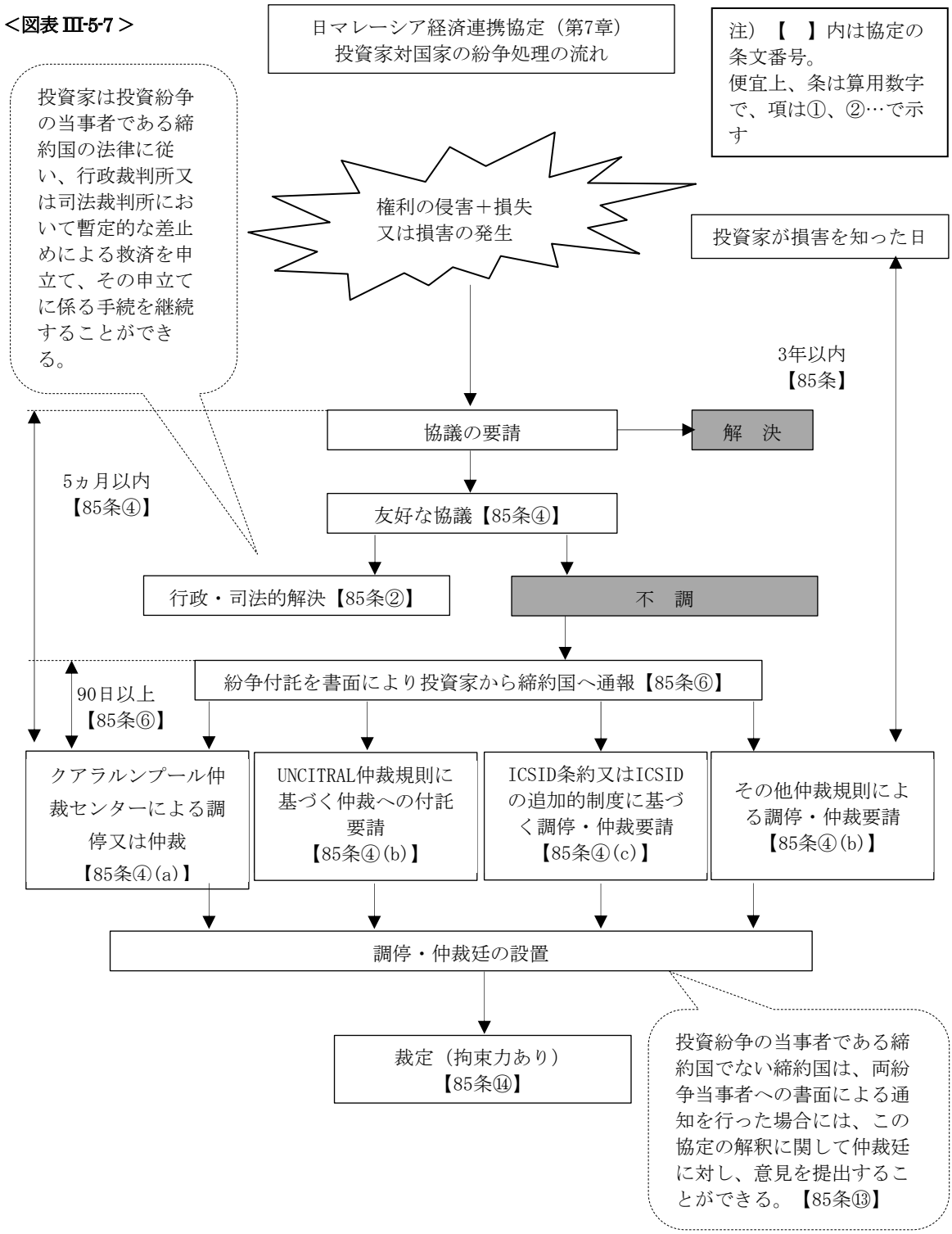

・投資家が当該投資紛争の当事者である締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるもと解してはならない。【85条②】
・裁定に従わなかった場合、外交上の保護を与え、又は他の裁定機関に国家間の請求を行うことができる。【85条⑯】

＜図表 Ⅲ-5-8＞

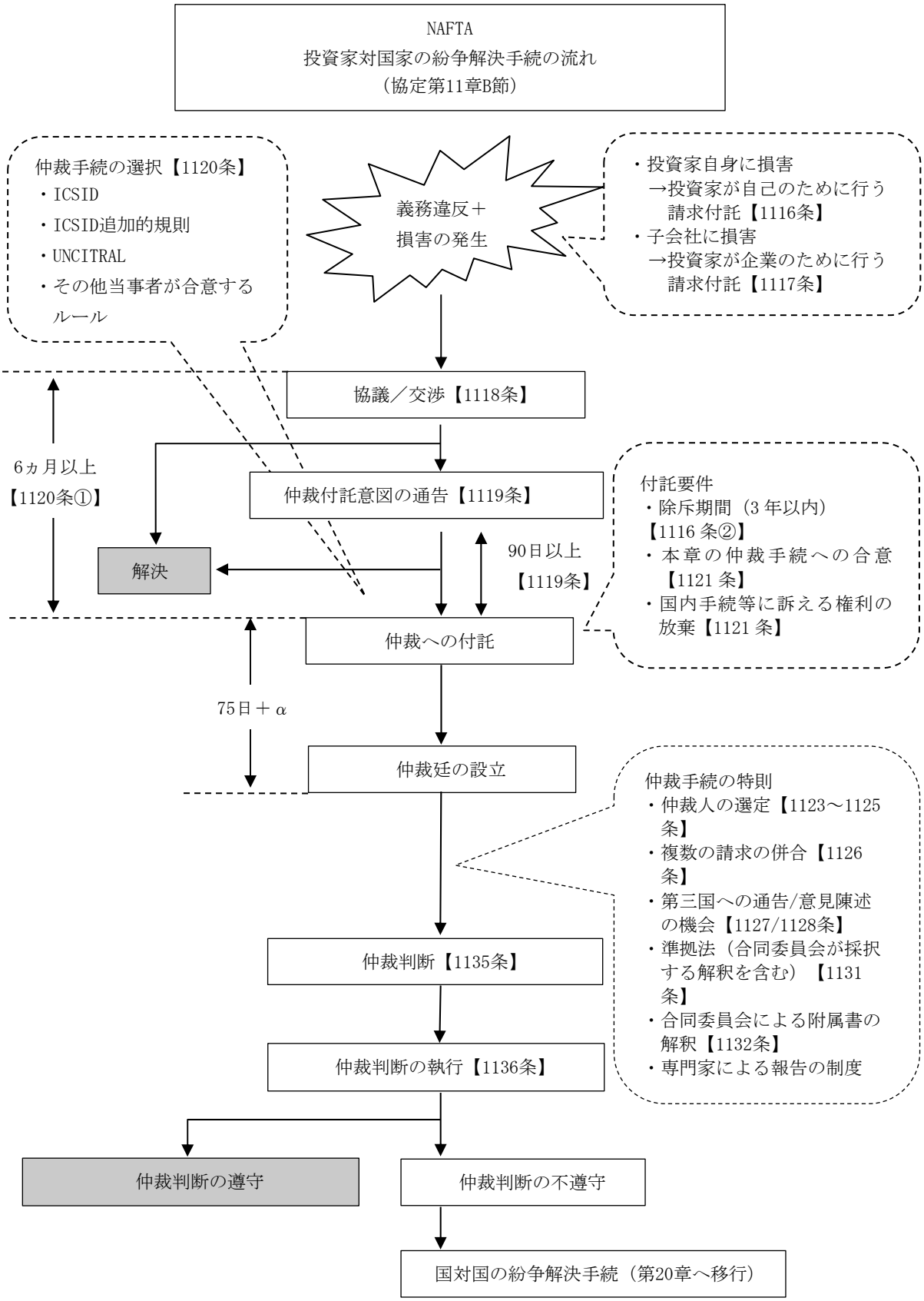
NAFTA
投資家対国家の紛争解決手続の流れ
（協定第11章B節）
仲裁手続の選択【1120条】
・ICSID
・ICSID追加的規則
・UNCITRAL
・その他当事者が合意するルール
義務違反＋
損害の発生
・投資家自身に損害
→投資家が自己のために行う請求付託【1116条】
・子会社に損害
→投資家が企業のために行う請求付託【1117条】
協議／交渉【1118条】
6ヵ月以上
【1120条①】
仲裁付託意図の通告【1119条】
解決
90日以上
【1119条】
付託要件
・除斥期間（3年以内）【1116条②】
・本章の仲裁手続への合意【1121条】
・国内手続等に訴える権利の放棄【1121条】
仲裁への付託
75日＋α
仲裁廷の設立
仲裁手続の特則
・仲裁人の選定【1123～1125条】
・複数の請求の併合【1126条】
・第三国への通告/意見陳述の機会【1127/1128条】
・準拠法（合同委員会が採択する解釈を含む）【1131条】
・合同委員会による附属書の解釈【1132条】
・専門家による報告の制度
仲裁判断【1135条】
仲裁判断の執行【1136条】
仲裁判断の遵守
仲裁判断の不遵守
国対国の紛争解決手続（第20章へ移行）

３．投資協定に関する情報収集

投資協定や仲裁に関する情報は以下の箇所から入手できる[4]。

(1) 投資協定データベース

①日本が締結した投資協定

（a）経産省ホームページ

日本が投資関連協定を締結した国・地域、署名・発効年月日、条文（外務省サイトへのリンク）の一覧が掲載されている。

https://www.meti.go.jp//policy/trade_policy/epa/investment/investment_list.html

投資協定と同様の内容を規定する投資章を持つ経済連携協定（EPA）についての情報が載っている。

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html

（b）外務省ホームページ

投資関連協定の現状や今後の取組についてまとまっている。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/index.html

②各国の投資協定：UNCTAD International Investment Agreement Navigator（英語）

国連貿易開発会議（UNCTAD）が提供する二国間／多国間の投資関連協定のデータベース。署名年月日や締結年月日、国・地域等の項目で検索できるほか、各規律の規定ぶりや投資家対国の紛争解決手続（ISDS）の有無といった要素で絞り込めるマッピング機能もある。

https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements

③最近の投資協定の傾向：UNCTAD World Investment Report（英語）

UNCTADが毎年発行している海外直接投資（FDI）のトレンドを分析した報告書。UNCTAD のサイトから無料でダウンロードできる。地域ごとの FDI の傾向のほか、国際的な投資政策として投資関連協定の締結数や近年の規定内容の傾向等について分析されている。

2025年版： https://unctad.org/publication/world-investment-report-2025

(2) 投資仲裁事例データベース

①ICSID Cases Database（英語）

世界銀行グループの一つである国際投資紛争解決センター（ICSID）が関わる仲裁事例のデータベース。

https://icsid.worldbank.org/cases/case-database

②PCA Case List（英語）

常設仲裁裁判所（PCA）に付託された仲裁事例のデータベース。

https://pca-cpa.org/cases/

③ECT List of Cases（英語）

エネルギー憲章条約（ECT）の事務局が作成している ECT に基づく仲裁事例のデータベース。加盟国からの通知と公開情報に基づいて作成されている。2001 年以降の事例の概要と状況を一覧にしたリストが掲載されているほか、申立人の国籍、申立てられた義務などの多様な項目で検索することができる。

[4] それぞれの説明は、各団体・組織等のウェブサイト、国連ウェブサイトや外務省ウェブサイトを参考に作成。

https://www.energychartertreaty.org/cases/list-of-cases/

④ISLG（英語）（有料）

投資仲裁判断に関するデータベースで、投資仲裁先例等の検索・リンク機能など有用なサービスを提供している。

https://www.investorstatelawguide.com/

⑤参考：各国による仲裁判断の承認・執行：Case Law on UNCITRAL Texts（CLOUT）（英語）

国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）で作成された協定等に関する各国における承認・執行のデータベース。このデータベースには、UNCITRALが作成した外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）も含まれている。

https://www.uncitral.org/clout/index.jspx

(3) 主な仲裁機関

①International Center for Settlement of investment Disputes（ICSID、投資紛争解決国際センター）[5]

国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づいて1965年に設立された、国と外国投資家との間の投資紛争を解決するための中立的な国際フォーラムを提供する、世界銀行グループの機関。日本が締結しているほとんどの投資協定で、ICSID への投資仲裁の付託が可能となっている。国際投資法の分野における出版物も発行している。

https://icsid.worldbank.org/

②The Permanent Court of Arbitration（PCA、常設仲裁裁判所）

外交上の手段では処理できない国際紛争の処理のため、国際紛争平和的処理条約に基づいてハーグに設立された仲裁裁判所。常駐裁判官はおらず、日本を含む各締約国から推薦された国別の名簿から任命される。国家間紛争だけでなく、国と私人(外国投資家を含む)間の紛争や国際機関が一方当事者となる紛争にも利用可能。

https://pca-cpa.org/en/home/

③The Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce（SCC）

スウェーデンのストックホルムに設立された仲裁機関。ECTでは、ECTに基づく投資仲裁手続の選択肢の一つとして同機関の仲裁手続が規定される。

https://sccarbitrationinstitute.se/en/

③The Singapore International Arbitration Centre（SIAC）

シンガポールに所在する主要な紛争仲裁機関であり、アジアの中でも最大級の機関。投資紛争の仲裁機関として選択されることも多い。

https://siac.org.sg/

④国際仲裁裁判所（ICC International Court of Arbitration）

国際商業会議所内の専門機関。投資紛争の仲裁機関として選択されることも多い。

https://iccwbo.org/

---

[5] （参考書籍）Kinnear, Meg, and Geraldine R. Fischer, eds. Building International Investment Law: The First 50 Years of ICSID. Kluwer Law International BV, 2015
ICSIDの事務局長らが編纂した解説書。国際投資法・投資仲裁の研究者や経験が豊富な実務家が多岐にわたる論点について執筆。投資協定・投資仲裁について知見を深めたい実務家にも有益。

⑤参考：UNCITRAL仲裁規則

国連国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL）の仲裁規則。

https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/contractualtexts/arbitration

(4) ニュースソース

①Global Arbitration Review（英語）（一部有料）

国際的な仲裁に関するニュースサービス。過去のニュースや事例解説などについては、有料の会員登録をすることで閲覧が可能になる。

https://globalarbitrationreview.com

②IA Reporter（英語）（有料）

国際法のうち特に海外投資や投資協定、投資仲裁に関するニュースサービス。

https://www.iareporter.com

③Kluwer Arbitration（英語）（有料）

国際仲裁の専門家を対象に、仲裁関連資料を提供している。

https://www.wolterskluwer.com/en/solutions/kluwerarbitration

④JCA ジャーナル（有料）

日本商事仲裁協会が発行する月刊誌で、日本における仲裁の動向や各国の取組、注目すべき仲裁判断例の評釈等を連載。掲載記事は発行から1年後から無料で閲覧できる。

https://www.jcaa.or.jp/publication/journal.php

(5) 外国の法令・規制等

①JETROウェブサイト

日本貿易振興機構（JETRO）が、海外進出にあたって必要となる各国の法令等の情報や、各国のビジネスニュースを提供。日本から各国に進出する企業向けに、目的や地域ごとに情報を掲載している。海外進出に関するセミナーや、アドバイザーによる個別相談サービスも提供している。

https://www.jetro.go.jp

②米国国務省ウェブサイト（英語）

米国国務省は外交政策を担当しており、ウェブサイトでは米国の通商政策や各国との協定の情報を閲覧できる。毎年公表されるInvestment Policy Climateには国ごとのビジネス環境に関する情報がまとめられ、各国の法規制の動向、投資政策の現状や問題点等を紹介している。

https://www.state.gov

https://www.state.gov/releases/office-of-the-spokesperson/2025/09/2025-investment-climate-statements-published/（2025年版投資報告書）

(6) 投資協定の解説

①経済産業省ウェブサイト

EPA/FTA/投資協定のページでは、協定の締結状況に加え、主要な投資仲裁事例の紹介や、投資関連協定に関するFAQ、日本が締結する投資協定要素の一覧表を掲載している。

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment/

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment/qa/qa.html（FAQ）

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment/qa/cases.html（事例集）

②不公正貿易報告書

日本の投資関連協定の締結状況や、投資協定に含まれる規律の概要の解説、投資家対国家の紛争解決（ISDS）の概要と流れ、ICSID・UNCITRAL 等の仲裁規則の概要等を掲載している。

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/321_past_report/compliance_report.html

③「世界は今-JETRO Global Eye」

世界の経済、産業の最新動向や貿易・投資等の国際ビジネスに役立つ情報を提供する情報番組。2020年 6 月には投資協定をテーマとした特集が作成され、進出先の国で発生するリスクへの対策手段の一つとして、投資協定の内容を概説し、企業インタビューや弁護士のアドバイスを紹介。

https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2020/06/cfedfe405537e3f7.html（JETROサイト）

https://www.youtube.com/watch?v=XLsRvmMFZeg（YouTube）

④「海外進出のための投資協定ハンドブック」

投資協定を分かりやすく紹介するため、漫画を用いてポイントを解説。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/pdf/toshikyotei2024.pdf

（7）個別協定の解説

①RIETI Web 解説 TPP 協定

TPP の規定内容について、法学研究者や実務法曹家等により、章ごとに逐条で解説されている。第 9 章（投資）は神戸大学の玉田大教授による解説。

https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/

②Leal-Arcas, Rafael, ed. Commentary on the energy charter treaty. Edward Elgar Publishing, 2018.

ECTの規定内容についての逐条解説書。

③Brown, Chester, ed. Commentaries on selected model investment treaties. Oxford University Press, 2013.

各国のモデル協定についての逐条解説書。

（8）国際法・国際経済法の邦文の概説書

①酒井 啓亘、寺谷 広司、西村 弓、濵本 正太郎『国際法』（2011）有斐閣

練習問題や参考文献情報、文献へのアクセス法も盛り込みながら、国際法を体系的に解説。

②岩沢雄司『国際法（第 2 版）』（2023）東大出版会

包括的に国際法を取り上げた概説書。

③松下満雄、米谷三以『国際経済法』（2015）東大出版会

WTO協定、投資協定を中心として国際経済に関わる法を包括的に解説した概説書。

④中川淳司等『国際経済法（第三版）』（2019）有斐閣

国際経済法の概説書。WTO体制や国際投資法について解説。